H26 アクションプラン　年度振り返りシート　事業№52

①事業の基礎情報

事業名		災害時要援護者支援事業	担当部・グループ名		福祉部　地域福祉グループ
実施期間		平成 26 年度～平成 29 年度	担当 GL 氏名		杉浦　崇臣
新規・継続の別		**継続事業**	電話番号(内線)		52-9871(内線 8019)
総合計画（基本計画）体系	個別目標	(10)一人ひとりを認め合い、その人らしく暮らせるまちづくりを進めます	予算書上の予算・事業名	款	3 款　民生費
				項	1 項　社会福祉費
	こんなことに取り組みます	災害時に備え、要援護者の実態把握と地域ぐるみの支援体制を構築します。		目	2 目　地域福祉推進費
				事業名	5　災害時要援護者支援事業
	みんなで目指すまちづくり指標名	—			

現状値(H25)	—	実績値(H26)	—	実績値(H27)		実績値(H28)		目標値(H29)	—	(単位)

②事業の概要

目的（何をどうするために）	・災害時要援護者管理システムを活用して、災害時要援護者の実態把握による名簿作成と同意方式による登録促進を図る。また、平常時と災害発生時に町内会などの避難支援等関係者へ的確な要援護者情報を提供するとともに、避難支援等関係者などの協力のもと避難支援体制を整備し、要援護者の生命又は身体を災害から保護する。		
対象（誰・何を対象に）	高齢者、障がい者等、災害発生時の避難に特に支援を必要とする方	対象の数量	4,810 人
最終目標（最終的に何がどうなれば達成か）	・現在、未登録の要援護者から可能な限り登録への同意をいただき、避難支援等関係者などの協力のもと、避難支援者、避難支援の方法、避難場所などを定める「避難支援プラン個別計画」をすべての要援護者に対し作成することにより、災害時要援護者の支援体制を構築する。		

③事業にかかる事業費概要

平成 26 年度（当初）				決算	主な内容
事業費総額（千円）			495	544	・消耗品費（インク、再生紙等）　102 千円 ・返信用封筒の印刷費　26 千円 ・同意案内書郵送料　157 千円 ・ソウトウエア保守委託料　259 千円
財源内訳	一般財源		495	544	
	特定財源	国・県支出金	—	—	
		その他	—	—	
補助事業・単独事業の別			単独事業	単独事業	

▲福祉避難所の開設及び運営に関する協定　締結式

④平成 26 年度の実施内容（目指す姿の実現に向けて、どんなことに取り組んできたのかを整理する）

	何を・どうした　※箇条書きで記載する	いつ（年月）	アウトプット
実施内容	①災害時要援護者管理システムの運用を開始した。	H26.4	対象者情報の管理
	②上記システムを活用して地図情報を含む避難行動要支援者（災害時要援護者）情報を地域に提供した。	H26.6	地域における対象者の把握
	③福祉避難所の開設及び運営に係る協定を４法人（6 施設）と締結した。	H27.2	福祉避難所の整備
	④地域防災計画に規定した避難行動要支援者の対象範囲に基づき、避難行動要支援者名簿を作成した。	H27.3	対象者の把握（2,558 名）
	⑤避難行動要支援者名簿に掲載された対象者に対し、地域に情報を提供することへの同意依頼の文書を発送した。	H27.3	同意の促進
進捗状況	避難支援プランの全体計画及び個別計画の策定については、上位計画として位置づけられる地域防災計画に、避難行動要支援者の対象範囲等の重要事項を定めるための見直しが平成２７年３月となったため、遅れが生じた。		
実施内容に対する成果（事業の自己評価）	☆ システムを導入したことにより、避難行動要支援者を把握することが可能となった。また、対象者の地図情報も地域に提供することができるようになった。		
	☆ 地域防災計画に対象者の範囲等を定めたことで、今後の方向性が明確になった。		
	☆ これまで口頭で指定していた福祉避難所について協定を締結したことで、関係性が築けた。また、保育園も新たに指定したことで妊産婦や乳幼児の受入れも可能となった。		

⑤課題と今後の取組みの方向性（平成 26 年度を振り返り、課題を抽出し、今後の取組みの考え方を整理する）

課題	今後の取組みの方向性
（１）避難行動要支援者の同意の促進 ・災害時に支援が必要と思われる避難行動要支援者の情報を地域に提供するためには、対象となる方からの同意を取る必要がある。	・災害時に支援が必要と思われる避難行動要支援者のうち、同意が得られていない方に対し、避難支援等関係者（町内会、まち協、民生委員、社協等）と市の関係機関に協力いただき、同意の働きかけを行う。
（２）避難支援プラン個別計画の作成 ・災害時の避難支援を実効性のあるものとするためには、要支援者ごとの支援計画を定める必要がある。	・避難行動要支援者のうち、同意をいただいた方に対しては、避難支援等関係者と市の関係機関が連携して、要支援者一人ひとりに対する避難支援プラン個別計画を順次作成する。
（３）福祉避難所の拡充と運営体制の整備 ・一般避難所では避難生活が困難な要配慮者のすべての方が、福祉避難所に避難でき、安心して生活できるようにする必要がある。	・福祉避難所のさらなる拡充と、指定福祉避難所における運営体制を整備する。

⑥課題解決に向けた平成 27 年度の具体的なアクション（案）

	何を・どうする　※箇条書きで記載する	いつまでに（年月）
計画（案）	①避難支援等関係者と市の関係機関による継続的な同意促進を行う。	通年
	②同意をいただいた方の情報を避難支援等関係者に提供する。	H27.6
	③避難支援プラン全体計画を策定し、市民に周知する。	H27.7
	④避難支援等関係者へ協力依頼し、避難支援プラン個別計画の作成を開始する。	H27.9
	⑤指定福祉避難所への防災無線、防災倉庫、備蓄用資器材・食糧の搬入を行う。	H27.8
	⑥福祉避難所の運営体制等について指定福祉避難所との意見交換を行う。	通年
	⑦福祉避難所の新規開拓を行い、協定を締結する。	H28.2

特記事項	災害時に自力での避難が困難で支援を必要とする方については、これまで災害時要援護者と一般的に言われていたが、災害対策基本法が改正され、同法で「避難行動要支援者」と定義されたため、平成２７年度から事業名を「避難行動要支援者支援事業」に変更する。